

## 一般財団法人休暇村協会 運賃払戻規程

(目的)

第1条 この規程は運賃払戻しに関する必要な事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 運賃の払戻しはこの規程により行います。

(天災等の場合の払戻し)

第3条 天災等又は当協会の責により索道の運転を中止した場合には、以下のリフト券は各号により払戻しを行います。

(1) 1回券(片道券) 券面表示の運賃額

(2) 1日券 次の区分による運賃額

区 分	購入金額に応じた払戻率
12時以前に運転中止した場合	50%
12時よりも後に運転中止した場合	0%

(3) 午前券

区 分	購入金額に応じた払戻率
10時以前に運転中止した場合	50%
10時よりも後～12時までに運転中止した場合	0%

(4) 午後券

区 分	購入金額に応じた払戻率
12時～14時までに運転中止した場合	50%
14時よりも後に運転中止した場合	0%

(端数計算等)

第4条 払戻しは10円を単位として行い、計算上生じた端数は切り捨てとします。

(運賃の払戻場所)

第5条 運賃の払戻しは、リフト券売場等で行います。

附則

- この規程は2022年10月1日より実施する。
- 平成5年11月1日に制定した「運賃払戻規程」は廃止する。

以上